# 水産業協同組合法施行細則の改正概要について

千葉県農林水産部団体指導課

## １　改正内容

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）の施行に伴い、水産業協同組合法及び関連政省令の改正が行われ、令和 2 年 12 月 1 日から施行された。

法改正に伴い、水産業協同組合法施行細則（平成 10 年千葉県規則第 90 号）について以下の内容により改正する。

## ２　改正点

**（１）第 10 条（専用契約の締結の届出）**

→　専用契約制度に関する改正前の法第 24 条が廃止されたため、該当条項を削除する。

**（２）第 11 条第１項（役員及び代表理事の就退任の届出）**

→　販売事業を行う組合において、理事のうち１人以上は水産物の販売等に関し実践的な能力を有する者でなければならないとされたことから、役員就任届において販売事業等を担当する理事の登用状況について記載を求める。

**（３）第 16 条第 2 項（定款の変更の認可の申請等）**

→　出資組合が出資一口の金額を減少する場合の債権者異議申立手続に関して、組合が公告する書類が最終事業年度の貸借対照表とされたことから、出資一口の金額の減少に係る定款変更認可申請にあたり当該資料の添付を求める。

**（４）第 21 条（解散の決議の認可の申請）、第 22 条（解散の届出）**

→　法第 68 条において、信用事業及び共済事業を行わない組合の解散は届出で足りるとされたことから、所要の修正を行う。

※　信用事業及び共済事業を実施する組合の解散決議の認可申請にあたり、提出を求める添付資料は従来通りとする。

※　法第 68 条第 6 項に基づき法定組合員数割れの事由で解散の届出を行う場合、変更前の県細則の規程に準じて、添付資料を①解散時における組合員又は会員の名簿、②解散時における財産目録及び貸借対照表とする

**（５）その他**

→　法改正に伴い条番号や用語に変更があったことから、所要の修正を行う。

## ３　施行年月日

施行日は令和 3 年 4 月 1 日とする。